

目次	
1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	5
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	8
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	9
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	10
④ 遊技施設等〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター〕	11
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	13
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	14
3 県の催事施設	
共通する事項	17
(1) 屋内の催事施設	18
(2) 屋外の催事施設	<u>18</u>
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	<u>19</u>

令和3年8月27日	
<u>上記区域からの除外</u>	
<u>「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定</u>	
目次	
1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(3) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	5
(4) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
⑦ 飲食店（接待を伴う飲食以外）	8
⑧ 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	9
⑨ 観光業（宿泊施設、観光施設）	10
⑩ 遊技施設等〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター〕	11
⑪ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	13
⑫ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	14
3 県の催事施設	
共通する事項	17
(2) 屋内の催事施設	18
(2) 屋外の催事施設	<u>19</u>
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	<u>20</u>

1 県民の皆さん (略)	1 県民の皆さん (略)
2 事業所・店舗 (略)	2 事業所・店舗 (略)

